

新旧対照表

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、障害者（身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。以下同じ。）の社会における活動の充実と発展を図るため、障害者の社会活動又は地域活動を推進する事業を行う法人その他団体に対し、障害者の福祉的需要に即した<u>公益性、専門性及び広域性を有する社会活動</u>又は地域活動の推進を図る事業に要する経費について、予算の範囲内で交付する沖縄県障害者社会活動推進事業補助金（以下「社会活動推進補助金」という。）に関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、社会活動推進補助金の交付要件、交付手続その他交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 社会活動推進補助金は、次に掲げる事業で、障害者の社会活動又は地域活動の推進に寄与すると知事が認めるもの（以下「補助事業」という。）について補助する。この場合において、一の法人その他団体が次に掲げる事業のうち複数の事業を実施するときには、法人その他団体が実施するこれらの事業を一の補助事業と取り扱う。</p> <p>(1) <u>相談援助又はピア・カウンセリング</u>（障害者が、その体験に基づき、他の障害者からの相談に応じ、相談に係る問題の解決を図り、又は助言を行うことをいう。）に関する事業及びこれに係る普及啓発事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の社会活動又は地域活動を促進するための<u>指導者の研修事業</u>及びこれに係る普及啓発事業</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、障害者（身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。以下同じ。）の社会における活動の充実と発展を図るため、障害者の社会活動又は地域活動を推進する事業を行う法人その他団体に対し、障害者の福祉的需要に即した<u>各種の社会活動</u>又は地域活動の推進を図る事業に要する経費について予算の範囲内で交付する沖縄県障害者社会活動推進事業補助金（以下「社会活動推進補助金」という。）に関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、社会活動推進補助金の交付要件、交付手続その他交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 社会活動推進補助金は、次に掲げる事業で、障害者の社会活動又は地域活動の推進に寄与すると知事が認めるもの（以下「補助事業」という。）について補助する。この場合において、一の法人その他団体が次に掲げる事業のうち複数の事業を実施するときには、法人その他団体が実施するこれらの事業を一の補助事業と取り扱う。</p> <p>(1) <u>ピア・カウンセリング</u>（障害者が、その体験に基づき、他の障害者からの相談に応じ、相談に係る問題の解決を図り、又は助言を行うことをいう。）に関する事業及びこれに係る普及啓発事業</p> <p>(2) 交流事業及びこれに係る普及啓発事業</p> <p>(3) 障害者の社会活動又は地域活動を促進するための<u>指導者の養成又は研修の事業</u>及びこれに係る普及啓発事業</p> <p>(4) スポーツ、レクリエーション又は文化振興の事業及びこれに係る普及啓発事業</p>

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

3 (略)

4 知事は、法人その他団体が第1項各号に掲げる事業を毎年度継続して実施する場合においては、当該事業の実施初年度を含め、3年度を限度として補助することができる。この場合において、知事が特別の理由があると認めるときは、3年度を超えて補助することができる。

(補助事業の対象経費)

第3条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 需用費 (消耗品費及び印刷製本費に限る。)

(6)～(9) (略)

(5) 移動支援事業及びこれに係る普及啓発事業

(6) コミュニケーション確保対策事業及びこれに係る普及啓発事業

(7) 調査研究事業及びこれに係る普及啓発事業

(8) 研修会、講演会等の事業及びこれに係る普及啓発事業

(9) その他知事が特に必要と認める事業及びこれに係る普及啓発事業

2 前項各号に掲げる事業が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他障害者の福祉等に関する法律の規定により国又は地方公共団体から補助その他の支援措置が講じられ、又はこれらの支援措置を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらず、当該事業について社会活動推進補助金を交付しない。

3 補助事業は、身体障害、知的障害又は精神障害の別にかかわらず、広く県民が障害及び障害がある者についての関心と理解が深まるよう行うものでなければならない。

(新設)

(補助事業の対象経費)

第3条 社会活動推進補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 報酬

(2) 賃金

(3) 報償費

(4) 旅費

(5) 需用費 (消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。)

(6) 役務費 (通信運搬費に限る。)

(7) 委託料

(8) 使用料及び賃借料

(9) 前各号に掲げる経費のほか、補助事業の実施に関し知事が特に必要であると認めたもの

2 (略)

(社会活動推進補助金の交付申請及びこれに係る補正義務等)

第4条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書 (第1号様式の3)

(4) 収支予算書

(5) 障害者団体活動記録台帳 (第1号様式の4)

(6) (略)

(7) (略)

2～4 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費のうち専ら補助事業を行う団体の役員又は職員に係る経費である部分については、社会活動推進補助金の交付の対象としない。

(社会活動推進補助金の交付申請及びこれに係る補正義務等)

第4条 社会活動推進補助金の交付を受けようとする法人その他団体は、交付を受けようとする年度の5月31日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。この場合において、一の法人その他団体が第2条第1項各号に掲げる事業で複数の事業を実施しようとするときは、第2号及び第6号に掲げる書類を当該事業ごとに区分しなければならない。

(1) 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付申請書 (第1号様式。以下「交付申請書」という。)

(2) 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要説明書 (第1号様式の2)

(3) 事業計画書及び収支予算書

(新設)

(4) 障害者団体活動記録台帳 (第1号様式の3)

(5) 法人格を有しない団体にあつては、団体の規約の写し及び団体を代表する者を確認できる書類並びに団体の目的及び実施事業の概要に関する書類

(6) 社会活動推進補助金の交付を受けようとして申請している事業と同一又は類似の事業に係る過去1年における実績を示す書類であつて、当該事業を実施したことにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されていることを示すもの (当該事業を新たに実施しようとする場合で、過去1年における実績がないときにあつては、当該事業を実施することにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されることを示す書類)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する交付申請書の提出期限を変更することができる。

3 知事は、第1項の規定による交付申請書及び関係書類の提出があつた場合において、当該交付申請書及び関係書類の記載事項に形式上の不備があると認めるときは、当該交付申請書を提出した法人その他団体に対し、2週間以内の期限を定めて書面により補正を命じることができる。

(社会活動推進補助金の交付決定)

第5条 (略)

(1) (略)

(2) 交付申請書に係る事業の公益性、専門性及び広域性

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

第6条～第15条 (略)

4 前項の規定により知事から補正を命じられた法人その他団体が知事が定めた期間内に補正をした交付申請書その他の書類を提出しないときは、知事は当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(社会活動推進補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により交付申請書及び関係書類の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、当該年度の8月31日までに社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

(1) 交付申請書に係る事業の内容及びその事業により障害者の社会活動及び地域活動の推進に関し期待される効果

(新設)

(2) 交付申請書を提出する法人その他団体のこれまでの障害者の社会活動を推進するために実施した事業の実績及びその効果並びに社会活動推進補助金の交付に関し必要な事項

2 知事は、前項の規定により社会活動推進補助金の交付を決定し、又は交付しないことを決定したときは、その旨を交付申請書を提出した法人その他団体に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定するために必要があると認めるときは、交付申請書を提出した法人その他団体から交付申請書に係る事業の実施に関し必要な書類の提出を求め、当該事業の実施方法を実地について調査することができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定する期限を延期することができる。

第6条～第15条 (略)

第1号様式（第4条関係）

記 号 第 号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付申請書

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金について、下記により交付されるよう申請します。

記

1 申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

添付書類

- (1) 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要説明書（第1号様式の2）
- (2) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）
- (3) 収入支出予算書
- (4) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の4）
- (5) 法人格を有しない団体にあつては、団体の規約の写し及び団体を代表する者を確認できる書類並びに団体の目的及び実施事業の概要に関する書類
- (6) 社会活動推進補助金の交付を受けようと申請している事業と同一又は類似の事業に係る過去1年における実績を示す書類であつて、当該事業を実施したことにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されていることを示すもの（当該事業を新たに実施しようとする場合で、過去1年における実績がないときにあつては、当該事業を実施することにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されることを示す書類）

第1号様式の2 （略）

第1号様式（第4条関係）

記 号 第 号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付申請書

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金について、下記により交付されるよう申請します。

記

1 申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

添付書類

- (1) 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要説明書（第1号様式の2）
- (2) 事業計画書及び収入支出予算書
（新設）
- (3) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の3）
- (4) 法人格を有しない団体にあつては、団体の規約の写し及び団体を代表する者を確認できる書類並びに団体の目的及び実施事業の概要に関する書類
- (5) 社会活動推進補助金の交付を受けようと申請している事業と同一又は類似の事業に係る過去1年における実績を示す書類であつて、当該事業を実施したことにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されていることを示すもの（当該事業を新たに実施しようとする場合で、過去1年における実績がないときにあつては、当該事業を実施することにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されることを示す書類）

第1号様式の2 （略）

第1号様式の3 (第4条関係)

沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書

1 団体名	2 事業名 ----- 事業番号
3 事業計画	
(1) 対象地域 -----	
(2) 対象者 -----	
(3) 事業の必要性 -----	
(4) 事業の効果 -----	
(5) 事業の実施時期及び内容	
実施時期	内容

注 3(5)の「事業の実施時期及び内容」については、具体的な時期が確定していない場合、事業の実施を予定する年月を記入すること。

第1号様式の4 (第4条関係)

(略)

(新設)

第1号様式の3 (第4条関係)

(略)

第2号様式（第8条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業計画等変更承認申請書

平成__年__月__日付け沖縄県指令子第____号で補助金交付決定のありました補助事業について下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容に係る新旧を対照することができる書類
- 3 その他関係書類

第2号様式（第8条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業計画等変更承認申請書

平成__年__月__日付け沖縄県指令福第____号で補助金交付決定のありました補助事業について下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容に係る新旧を対照することができる書類
- 3 その他関係書類

第3号様式（第9条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書

平成__年__月__日付け沖縄県指令子第__号で交付決定のありました沖縄県障害者社会活動推進事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書
- 2 障害者団体事業実績報告書及び収入支出決算書
(添付書類)
補助事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写し

第3号様式（第9条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書

平成__年__月__日付け沖縄県指令福第__号で交付決定のありました沖縄県障害者社会活動推進事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書
- 2 障害者団体事業実績報告書及び収入支出決算書
(添付書類)
補助事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写し

第5号様式（第11条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金概算払請求書

平成__年__月__日付け沖縄県指令子第__号で交付決定のありました補助金について、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程第11条の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

金 円也

内訳

交付決定額	円也
概算払受領済額	円也
今回請求額	円也
残額	円也

口座振替依頼	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

以下 略

第5号様式（第11条関係）

記号第号
平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

所在地
団体名 印

平成__年度沖縄県障害者社会活動推進事業補助金概算払請求書

平成__年__月__日付け沖縄県指令福第__号で交付決定のありました補助金について、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程第11条の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

金 円也

内訳

交付決定額	円也
概算払受領済額	円也
今回請求額	円也
残額	円也

口座振替依頼	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

以下 略